**第３回　広域被災者データベース・システム構築ワーキング・グループ**

1. **日時**

令和７年１月３１日（金）１０：００－１１：３０

1. **場所**

オンライン開催

石川県行政庁舎13階1311会議室

1. **出席者数**

44名(事務局除く)

1. **議事次第**
2. 標準仕様書
* 第2回・第3回・第4回検討検証チーム実施結果のご説明
* 成果物の構成・作成方針のご説明
1. 導入手順書
* 第2回・第3回・第4回検討検証チーム実施結果のご説明
* 成果物の構成・作成方針のご説明
1. 全体質疑・事務連絡

○事務局　上野

定刻となったので開会する。

はじめに石川県CDOの浅野副知事より、冒頭のご挨拶をいただく。

○石川県CDO 浅野副知事

皆様、本日は第3回広域被災者データベース・システム構築ワーキンググループに参加いただき、誠にありがとうございます。石川県CDO・副知事の浅野大介です。

初めに、本事業は、昨年９月５日の第１回ワーキンググループの開催でキックオフしたが、以降、週１回開催しているPMO定例打合せや検討・検証チームの検討会などで、沢山の皆さまにご協力をいただいていることに感謝申し上げる。

本ワーキングは、防災・減災の取り組みの一環として、非常に重要なものである。自然災害は私たちの生活に多大な影響を及ぼし、被災者の迅速な救助と支援が求められる。そのためには、正確な情報の迅速な収集と共有が不可欠である。

このデータベース・システムは、広域災害が発生した際に、被災状況の把握や救助活動の効率化を図るためのものである。各市町村からの情報を集約し、迅速に対応することで、被災者の安全と生活再建を支援する基盤となる。

本事業の趣旨は地方自治体を主語にしているが、災害はいつどこで発生するか分からないためどのような緊張感を持つ必要があるか、またどの程度の予算を充てる必要があるかといった点はとても悩ましい点であると理解をしている。したがって自治体で個々に準備するだけでなく、今回の議論を踏まえ国としてどのようにシステムを提供するかといった点についても議論を進めていく必要があると感じている。

ワーキンググループにご参加の皆様のご協力とご意見を賜りながら、全国の他都道府県が展開する際に参考となる仕様書や業務フロー、導入手順書の策定を進めて、実効性の高いシステムを共に作り上げていただきたいと考えている。

最後に、森本座長をはじめ、ワーキンググループの皆様のご尽力に心より感謝申し上げるとともに、今後のご協力をお願い申し上げる。

○事務局　上野

本ワーキンググループの座長である金沢大学理事そして副学長の森本座長よりご挨拶いただく。

〇金沢大学理事　森本座長

　本日は、第3回広域被災者データベース・システム構築ワーキンググループにご参加いただき、誠にありがとうございます。私は、座長を務めます金沢大学理事・副学長の森本章治です。

前回の会議では、広域被災者データベース・システムの開発の進捗のご報告、奥能登豪雨対応に関するロールプレイング、さらに、システムの現状をお見せするデモンストレーションを行い、皆様から非常に有益なご意見をいただいた。

今回は、本ワーキングの成果物ごとに、成果物の構成や骨子、検証検討会議を含むこれまでの会議での協議事項と対応方針について協議し大筋の合意を取得することと考えている。本日の協議を踏まえ、広域災害時に自治体や多様な支援機関が迅速かつ効果的な支援が行えるよう、被災者を支える基盤となるシステムの必要性や機能、運用を明確にして円滑な運用と導入について３月までのとりまとめを実施する予定である。

最後に、ワーキンググループの皆様のご尽力に心より感謝申し上げるとともに、今後のご協力をお願い申し上げる。

○事務局　上野

本日の説明資料は、

• 資料１\_20250131\_第3回検討ワーキンググループ\_概要資料

• 資料２\_20250131\_第3回検討ワーキンググループ\_議事(1)標準仕様書

• 資料３\_20250131\_【本紙】標準仕様書

• 資料４\_20250131\_【別紙1】機能要件一覧

• 資料５\_20250131\_【別紙2】非機能要件

• 資料６\_20250131\_【別紙3】データフロー

• 資料７\_20250131\_第３回検討ワーキンググループ\_議事(2)導入手順書

• 資料8\_20250131\_導入手順書

• 参考資料１\_広域被災者データベース・システム構築検討

ワーキンググループ開催要綱、委員名簿

･ 参考資料２\_これまでいただいたご意見一覧

以上、１０点である。

それでは、議事に入る。ここからは森本座長に進行をお願いする。

○金沢大学理事　森本座長

「本日の議事概要」について事務局から説明をお願いする。

○事務局　上野

本会議の位置付けについて説明する。標準仕様書については、本紙及び別紙を確認いただきご意見を頂きたい。導入手順書については、主に骨子についてご意見を頂きたい。

○金沢大学理事　森本座長

議事(1)、標準仕様書について事務局から説明をお願いする。

○事務局　井上

本日は、本会議のゴールを説明した後、全体概要の説明と本紙、別紙１～３について作成経緯などこれまでに頂いたご意見の振り返りと対応方針を説明する。

本会議のゴールは、標準仕様書の構成とこれまでの対応方針について合意をすることと考えている。これまで、第1回、第２回、第３回ＷＳでは標準仕様書のインプットとなる健康管理・見守り業務における情報項目等の現状整理を実施した。また第２回、3回、４回検討検証会議では各仕様書の構成・前提となる業務フローから、他自治体への展開を踏まえた課題や懸念点について議論を実施した。

続いて、被災者データベース・システムの概要を説明する。インプットとして、各自治体の方々が流す被災者情報やデータ連携される外部システムを想定している。これらのインプットに対して加工・統合、登録をした上で条件検索等の機能を利用したデータの出力やモニタリング機能を考えている。また、これらの機能を管理するための管理者機能を機能概要として想定をしており、これらの情報を利用者や管理者が適時利用する。

続いて、本日の合意対象である標準仕様書の構成について説明する。標準仕様書の本紙は1~10項目を想定しており、業務要件に対して機能要件、非機能要件、データモデル、業務フローの別紙４つを作成している。これまで標準仕様書作成においていただいた主な意見として、市町の方々から健康管理・見守り業務において必要であった情報についてご意見をいただいた。またBDXからは標準仕様書の発注者と受注者における適切な対応について、DSAからは被災者エンティティについて、普遍的な項目とそれ以外に分けたうえで、更新される項目については履歴をとるべきであるといった点についてコメントをいただいた。さらに内閣府防災から非機能要件において石川県事例を踏まえたうえで定量的な数値設定を⾏うべきであるという意見や、デジタル庁からは仕様書の用途や、誰を対象としたものであるかを明記すべきといった意見をいただいた。

ここまで標準仕様書の構成等について説明をしたが、何かコメントがあれば頂きたい。

特段コメントはないようなので、続いて標準仕様書(本紙)について説明する。

標準仕様書(本紙)はデジタル庁が作成した避難所運営システムのモデル仕様書を参照している。そのうえで、いただいた意見など本事業の背景・目的から構築費用及び、プロジェクトとして実施すべき事項を簡潔に整理している。これまでの議論では項目の抜け漏れ、作成すべきシステム関連成果物の抜け漏れ、記載内容における本事業との適合性を確認してきた。これらの議論を踏まえて標準仕様書の10つの章立てを作成している。

続いて、機能要件について説明する。

標準仕様書における機能要件は一般的に要件定義後に必要となる成果物を洗い出した上で、デジタル庁が作成したモデル仕様書における機能要件、及び石川県にて導入しているFoundryの機能要件を参照の上作成している。これまでいただいた課題・懸念点は関連システムとの連携、名寄せの紐づけ、ID採番、利用者の画面イメージの４つである。関連システムとの連携については複数の連携方式に対応できること、インターネットやLG-WAN系のNW特性を考慮した拡張性と、広域被災者DBとの連携に必要な技術検証を行うことを方針としている。名寄せの紐づけについて、名寄せの「不一致結果一覧」を作成し、訪問等による情報収集により「不一致結果一覧」とDB上の被災者情報との紐づけを行うこと、また石川県で実施した基本情報での名寄せを例として記載する。ID採番について、採番ルールは自治体の状況を踏まえながら、被災者個人を一意に特定するキー項目を定義する。また将来的なマイナンバーの活用を考慮し、属性項目としてマイナンバーを追加する方針としている。利用者の画面イメージとして、利用者画面における登録・編集・参照は、基本情報等から適宜項目を選択し検索・出⼒を⾏えるようにすることや健康管理情報等のスキャンデータ、画像ファイル、音声などデータをアップロードできるようにすることを方針としている。

○事務局　高瀬

非機能要件については、発注者側と受注者側でギャップが生じやすいことから、関係機関でも、非機能要求グレードが作成されており、これを参考にしている。もともとIPAが作成したものをJ-LIS、デジタル庁がアップグレードしたものがある。

本日の非機能要件の合意対象としては、ユーザー影響が大きい項目として９つを抽出しており、これまで頂いたご意見に対して対応方針を定めたので説明する。RPOについては、被災者支援に必要な情報を管理する目的を鑑みた際に、データの損失は許容できないことから、障害発生時点の復旧を原則としている。RTOについては、被災者の居場所・健康情報等が参照・活用できないことにより災害関連死に繋がる可能性があることに鑑み、少なくとも1営業日以内の迅速な復旧が求められるとしている。復旧方針について、被災地域は甚大な建物被害が想定されることから、域内に同様のシステムを再構築する形ではなく、システム提供事業者側において必要に応じてシステムサーバーを切り替える等の対応により、システム稼働が可能な想定とするとしている。想定ユーザー数については、広域自治体の職員だけでなく被災者の避難元・先の基礎自治体職員及び被災者支援に当たるNPO法人等も主なユーザーとなることを想定し、ユーザー数の基準を設定する。なお、実際に活用が想定されるユーザー数は自治体によって異なることが想定されるため、標準仕様書においては導入を検討する自治体と事業者間で確認・調整を求めるとしている。想定される被災者数とデータ数は想定ユーザー数と同様に、標準仕様書においては導入を検討する自治体と事業者間で確認・調整を求めと想定している。なお、各被災者に対し居所や健康管理関連等において複数件の情報を蓄積していくことを前提としている。アクセス利用制限について、被災者の個人かつ機微な情報を取扱うことから、原則として業務上当該被災者情報を取扱うユーザーのみが参照できる形でアクセス利用制限を設定するとしている。ユーザー認証について、原則として利用ユーザーにはログイン時の際に複数回の異なる認証を求める多要素認証を設定するとしている。クラウド型システムの活用について、デジタル庁による「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」における「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に基づき、効率性・セキュリティ・コスト等の観点からクラウド型システムを前提とすることが適切と考えている。ネットワーク環境について、インターネット接続系が良いと想定をしているものの、当該接続系を採用するにあたって満たすべき対応策においては、総務省による「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照の上、各自治体において判断することが求められる。

続いて、データモデルについて説明をする。データモデルは被災者の居場所・連絡先情報の把握を主目的とした上で、WSにて課題感の大きかった「健康管理業務・⾒守り相談支援事業」における課題解決を⾒越し、データモデルとして設計している。これまでの議論における主な確認観点としては、定義すべき情報項目に抜け漏れがないかや本事業との適合性、応札へのハードルといった点があげられる。被災者データベースは主に、被災者個人、世帯に関する最新情報と、適宜更新される（履歴を含む）居所、連絡先、健康管理・⾒守り相談支援等に関する情報を管理する。

以上で仕様書の説明を終わりにするが質疑はあるか。

○内閣府防災　松本委員

事前意見のForms等の内容については確認しているのか。

○事務局　井上

頂いた意見については確認をしている。

○内閣府防災　松本

非機能要件にクラウド型システムの前提やインターネット接続系が望ましいと記載されている。石川県での能登半島地震においては県が主体となりLGWAN外で管理をするといった同様の方法をとっており実証された認識ではいるが、被災自治体を超えた情報連携を実施する方法としては石川事例以外の手段もあるのではないかと懸念をしている。この点について成果物に記載があるか確認したい。

○事務局　井上

民間の方が利用する前提であるためインターネット系の接続が望ましいと記載をしつつも、「※調達の際には最新のガイドラインを参照し、ネットワーク環境を選択・整備することが望ましい」といったコメントを記載し、石川事例以外の手段について排除せず選択ができるようにしている。

○内閣府防災　松本委員

ネットワークについての各論だけではなく、LGWANの外部にデータベースを構築して被災自治体を超えた情報連携を実施する方針自体についてコメントをしている。石川事例以外の情報共有方法を思いついた自治体等が排除される点について懸念をしている。

○石川県デジタル推進監室　三宅

現時点では集約統治型の外部データベースを構築することを前提として被災者データベース・システムを考えている。なお、分散統治型で各自治体がデータを持ちながら必要に応じて連携することも考えられるが、これまでの議論ではそのような分散統治型での提案が出てこなかったため現時点では記載をしていない。一方で、将来的な分散統治型での情報連携を否定する意図はないため、その旨を標準仕様書内に明記する方針と考えているがいかがであるか。

○内閣府防災　松本委員

現時点で認識できていないもの、将来に向けての余地を残したい意図からその旨を記載いただきたい。

○石川県デジタル推進監室　三宅

ご指摘の通りの記載ができれば良いと考えているが、分散型においても統治の考え方や権限等、上位概念の考え方も必要と考えられるため、その点も標準仕様書に記載する

○GovTech東京　杉井委員

非機能要件の復旧方針DRサイト構築について、災害時にサーバーが被災することが想定されるためサーバーを300km離れたデータセンターに構築する必要があるといった旨を標準仕様書に明記したほうが良い。

○事務局　井上

標準仕様書に記載する。

○大阪公立大学　菅野委員

本事業は能登地震を通じて石川県が得た最新の知恵を参考にするといった大前提がある。そのため、成果物内では石川県の経験を踏まえた現時点での最適な方法として言い切った方が大切であると感じている。したがって、松本委員のおっしゃっている石川事例以外の情報共有方法については但し書き程度で記載する方針が良いのではないか。

○内閣府防災　松本委員

石川県の事例を否定しているわけではない。

○BDX　臼田委員

17ページのアクセス利用制限について、当該被災者情報を活用するユーザーのみが参照できると記載があるが当該被災者情報を活用するユーザーは石川県事例よりも幅広く想定していると認識してよいか。

○事務局　井上

石川県事例をもとに検討をしている。現時点での想定は都道府県や市町の職員と契約を締結している外部協力者等を想定している。この点については第５回、第６回の検討チームでも議論を予定している。

○BDX　臼田委員

4ページにて、外部システムから情報を取得する際にはAPI連携などのデータ連携について記載がある。一方で、利用者機能のデータ出力についてはレポート入力やCSV出力など人を介した機能しか明記されていないが、API連携などのデータ連携は想定していないのか。

○事務局　赤崎

４ページの図表では表現できていないが、インプットだけでなく外部システムに対してデータを提供する機能も想定している。

○BDX　臼田委員

データ出力がレポート入力やCSV出力だけになると利用のしづらさが出てくるため、外部システムとの双方向のインターフェースを持つことを成果物に織り込む必要がある。

○事務局　赤崎

承知した。

○経済産業省　西垣委員

資料4ページのシステム構成図は石川県が能登半島地震の際に実施した内容ではなく、今後、導入する自治体が石川県型のシステムに依存しないですむように、既存システムとつなげていくことを可能とするよう記載していると理解している。石川県ではD24H、EYE-BOUSAI、クラウド型被災者支援システムなど外部システムとの連携の際に、名寄せが実施できなかったためセマンティックな技術が必要でありPalantirのシステムを利用した。一方で、今回の被災者データベース・システムとして構築している標準仕様書は外部システムとどのように個人情報や居所情報の名寄せをしやすくするように標準化する部分を定めており、セマンティックな技術がなくてもつなぎやすいようにしていると理解している。したがって、石川県がセマンティックな技術を必要としたのは、既存のシステム上の情報フォーマットがバラバラであったということが要因であったこと、そして、今後はシステム間連携をできるようにするために今回の標準仕様書を作成しようとしている点を記載したほうが良いと考えている。

　個人情報の取り扱いについて、LGWANの中にある被災者台帳システムや住民基本台帳における個人情報のやりとりに関する議論と、避難行動要支援者名簿や平時から有している介護、医療情報を災害時の応急期～復興期まで被災者データベース・システムでどのように見ていくかの２つの議論があったと思う。後者については被災者台帳における個人情報の扱いとは法令上でも区別されているため、今後も区別して議論できれば良いと考えている。

○銀座パートナーズ法律事務所　岡本委員

西垣委員のコメントに賛成であり、データベースは様々な部署が中長期で何が必要かを閲覧しながら見守り支援業務や新しい支援に漏れがないかに繋げていくものと理解している。

被災者データベース・システムは災害時にはほぼ全ての部署が利用するものであるため、基礎システムとして広く自治体の中で浸透させることが大切である。したがって21ページの図のように自治体内での使い方のユースケースを多数作成していくことが大切だと認識している。

○全国地域情報化推進協会　武藤委員

4ページのシステム概要は石川県で実施している内容よりも幅広で記載されていると認識しているが、都道府県等の自治体視点で見たうえで被災者台帳を前提に考えるとここは使えないのではないかといった議論が出てきてしまうと感じている。したがって、被災者データベース・システムの概念を述べたうえで、被災者台帳とは異なる点を明記した方が良いと考えている。また臼田委員がコメントしていた他システムとの連携についても明記した方が良い。

○石川県デジタル推進監室　三宅

標準仕様書の最初に考え方の概念等を記載する必要があると理解した。また、将来的な技術発展についても依拠する形で進めていきたいと考えている。

○事務局　井上

　こちらで標準仕様書パートを終わりにする。

○金沢大学理事　森本座長

続いて、議事（２）導入手順書について事務局から説明願う。

○事務局　高谷

本日は導入手順書におけるこれまでの検討状況を共有し、広域被災者データベース・システムの役割と位置付け、「導入手順書」の骨子、「システム起動の考え方」について合意をすると考えている。

広域被災者データベース・システムの役割と位置付けとして、大規模災害時に被災市町村の被災者台帳の作成を支援し、被災者の状況等を関係者が共有することで、「支援が必要な被災者」の継続的な把握や、災害関連死の防止、適切な支援情報の提供、事務負担の軽減に活用することを想定している。また、市町村の区域を超えた広域災害において、人災(災害関連死等)を防ぐため、避難所に着目した支援から、より人の動きに着目したきめ細かい支援を行うため、民間を含めた支援者が被災者の状況を把握するために設けるものと考えている。なお、広域災害時に迅速に被災市町村の被災者台帳作成を支援するために、平時から起動まではコールドスタンバイを前提としている。

導入手順書の骨子の位置づけとして、広域災害時に発災直後から市町村の機能回復や多様な支援者による被災者支援が必要な期間において、⾏政区域を越えて被災者情報を共有するため、システムの起動から停止に必要な手順を導入手順書に整理する想定である。主に都道府県によるシステムの円滑な導入に必要な手順や広域災害時の被災者の把握、民間を含めた支援者が同一の被災者に対して行う支援の記録など、被災者支援に必要な情報の適切な共有に係る手順の整理を想定している。導入手順書は「はじめに」、「広域被災者データベース・システムとは」、「システムを活用した運用の流れ」、「システム導入・運用に係るコスト」、「システム利用上の留意事項」の５つで構成している。なお骨子の内容についてはこれまでいただいた意見を踏まえて検討をしている。

システム起動の考え方について、発災前に実施すべき事項が完了している「コールドスタンバイ」の前提のもと、被災市町村へのアカウント付与が完了した状態を広域被災者データベース・システムの「起動」と定義している。広域被災者データベース・システムの起動の判断基準は各都道府県が個別に検討の上、設定するものであるが、考え方として、外形的な基準と非外形的な基準があり、被災者支援のニーズに柔軟に対応できるよう、起動の基準を複数設定しておくことが望ましいと考えている。

以上で導入手順書の説明を終わりにするが質疑はあるか。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局　浦上委員

導入手順書の骨子「1.初めに」と「2.広域被災者データベース・システムとは」については内容が固いイメージがある。導入手順書を見るのは現場で業務を実際に行う職員等と考えている。他の自治体の職員は、全員が今回の能登半島のような災害を体験した者では必ずしもないため、そういう者でも、パッと見て、システムの必要性を共感してもらえるよう工夫する必要がある。

参考ではあるが、私自身が、他の自治体職員に広域被災者データベースのことを共感してもらうため、石川県で被災者データベースを利用しない場合に現場で大量に発生した紙の山の写真を見せて説明したことがある。非常にインパクトがあるようで、広域被災者データベースの必要性を感じてもらえたようだ。そのような工夫も一案であると考えている。引き続き一緒に検討をしていきたい。

○事務局　高谷

ご指摘の通り固い形で記載をしていると認識はしており、APPLICの手引書等を参考に分岐図を作成して読み手がどこから読めば良いか図で示すことも検討をしている。いただいた意見をもとに引き続き検討していく。

○BDX　臼田委員

システムの起動の考え方は様々なパターンがあり、各都道府県の地域特性を考慮して検討する必要であると理解している。その場合には石川県の経験を踏まえ、石川県ではどのような起動を考えられるかを記載したほうが良い。

○事務局　高谷

本紙やAppendixに石川県としてどのような起動を想定しているかを記載できるよう、検討を進めていきたい。

○BDX　臼田委員

現時点で石川県としてのシステム起動の方針は決まっていないものと理解したが、認識に齟齬はあるか。

○事務局　高谷

ご認識の通りである。

○BDX　臼田委員

どの自治体もシステム起動の方針は決める必要があるため、その際に石川県がどのように検討をしたかを記載することが大切である。また2025年の方針と2026年の方針が変わることも悪いことではなくどのような決定がされたのか記録を残すことが重要である。

24ページに「本システム起動特有の業務ではなく、災害対策本部業務の一環として⾏われることを想定」と記載があるがDB起動判断はこちらに含まれないと理解をしている。一方で、知事のDB起動の判断も災害対策本部業務の一環としてとらえることも一案であると考えており、なぜ切り分けたのか疑問である。

○事務局　高谷

システム起動は自治体によってさまざまなケースが想定されるため、プロセス的な部分の確認ができるような視点も含められるように検討したい。

○BDX　臼田委員

6ページの通常災害と広域災害について、通常災害と広域災害の違いは何か。広域災害は市町村の区域を越えたと記載があるが、市町村の区域は簡単に超えると考えられため幅広く考えているのか。

○事務局　高谷

ご認識の通り、市町村の区域を越えた災害について広域災害と定義をして想定しているが、システム起動の考え方においては例外も想定して検討を進めている。

○BDX　臼田委員

通常災害の場合も必要な場合にはシステム起動を検討するとしていると理解した一方で、資料上では広域災害という点にこだわっているように見えるため工夫が必要と考えている。また、市町村の区域を越えた災害という定義だとほとんどの災害が当てはまると考えられるため意図を明確に記載したほうが良い。

○事務局　高谷

読み手に対して意図を明確にした記載ぶりを検討する。

○石川県デジタル推進監室　谷場

石川県事例をもとに広域災害はどのような場合であるかをブレイクダウンして定義を記載できればと考えている。具体的には能登半島地震時、行政機能が一時的に低下した際に外部から応援にきた場合や被災者が広域に避難した場合などが対象になると想定をしている。

○BDX　臼田委員

広域災害という言葉に縛られてしまい、必要な場合にシステム起動ができなくなることは大変もったいないと考えている。どのような場合においてシステムが役に立つのか、もしくはどういった場合にシステムがないと業務的に困るかといった観点で定義するのが良いのではないか。例えば、輪島市内のみで起こった災害であっても輪島市のみでは対応できず県や外部団体が支援する必要があるといった場合でも当システムを使えるような定義にできれば良いと考えている。

○内閣府防災　松本委員

骨子「1.はじめに」の法廷等に基づく取り組みであることの内容について、記載内容は法律上で他自治体への個人情報を提供する点を明記することと理解をしている。一方で、これまでの議論の経緯を把握していない方が導入手順書を読んだ際に、法令で規定されていない情報項目は当システムでは扱ってはいけないという見え方をしてしまい運用を狭めてしまう恐れがあると感じている。したがって記載ぶりを要検討する必要があると考えている。

また、以前、菅野委員より単一の市町での災害においても他自治体に避難することは一般的であり、そのような状況でも当システムは利用できるべきであるとコメントをいただいた。したがって、臼田委員のご指摘の通り広域災害の定義で運用を狭めてしまうことがないように記載ぶりを検討する必要があると感じている。

○事務局　高谷

導入手順書での記載ぶりを改めて検討する。

○経済産業省　西垣委員

法令等に基づく取り組みについて、能登半島地震の際に石川県で気にしていた法律は災害対策基本法90条の３「被災者台帳の作成」及び90条の4「台帳情報の利用及び提供」であった。当条項においては広域災害である点であるかではなく、市町村での被災者台帳の作成に当たり都道府県と個人情報のやり取りができるかという点が課題である。一方で、松本参事官が話していた「広域避難」という点にこだわるのは、86条の８からはじまる広域避難に関する規程との関係があるので、そこでの広域となる災害の定義を参考にするのがよいと考える。さらに、石川県の被災者DBは、災害ケースマネジメントにて避難所における避難生活の整備と避難所以外に滞在する被災者への配慮が課題点として挙げられるが、これは、86条の６、86条の７のところの課題である。

したがって、骨子「1.はじめに」の法令等に基づく取り組みであることの内容を書くのであれば、石川県として上記法令をもとに被災者支援を実施してきたが課題感があったといった文脈で記載するにあたっては、3つの流れに分けて記載するのが良いと考えている。そうでないと、広域か否かに関わらない被災者台帳策定の話や災害ケースマネジメントにおける情報共有の話まで、広域避難の取り組みと混在し、先ほどのような議論を呼んでしまうと危惧している。

○事務局　高谷

後日アンケートFormsを送付するため本日お時間の関係等でいただけなかったご意見についてはそちらにいただきたい。

○金沢大学理事　森本座長

時間のため、議事（２）の標準仕様書パートを終了する。全体を通してご意見がある方はご発言願いたい。

本WGは、標準仕様書の構成および導入手順書の骨子、これまでの検証検討における協議内容およびその対応方針の合意をすべく開催した。

本日頂戴した様々な視点・角度からの貴重なご意見を踏まえ、標準仕様書及び導入手順書の検討を進めていただきたいと考えている。なお、本日合意事項としていた骨子や作成方針並びに本日いただいた意見をもとに修正を進めていく方針についてご承認いただきたい。

特段の異議はないと理解したため承認をいただいたものとして今後検討を進めていく。

○事務局　上野

次回、

・第５回検討チームは2/25(火)、

・第６回検討チームは3/4(火)、

・第４回検討ワーキングは3/17(月)の開催を予定している。

詳細の開催案内は、追ってご連絡させていただく。

それでは、以上をもちまして、第３回広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループを閉会する。

（以上）